

家事調停

家事調停

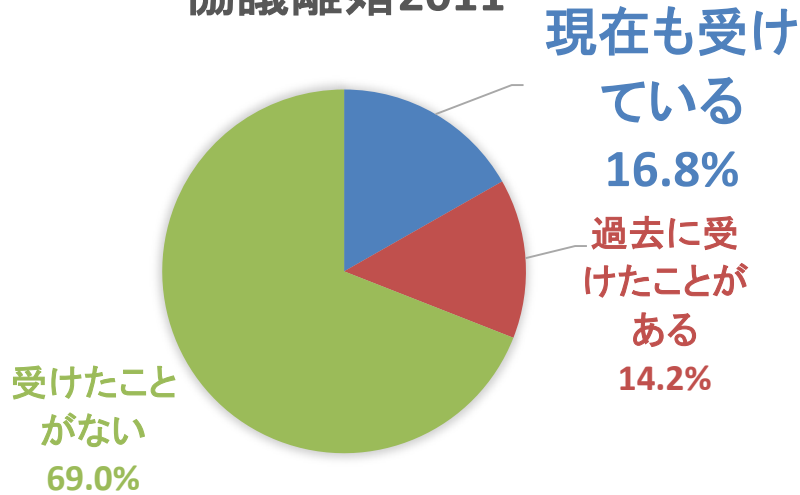
- 1939年の人事調停法を経て、戦後すぐの家事審判法(1947年)が制定された。家事審判法の改正法である**家事事件手続法**(2011年)が現行法である。
- 家庭裁判所で行われる。
- **調停委員会**は、裁判官一人及び家事調停委員2名(以上)によって構成される。調停委員は、男女ペア。
- 夫婦間関係調整調停(いわゆる**離婚調停**)、遺産分割調停などが代表的なものである。
- 離婚調停では、**養育費**や**面会交流**が問題になることが多い。約束が守られないことも多い。(厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」)

家事調停(続)

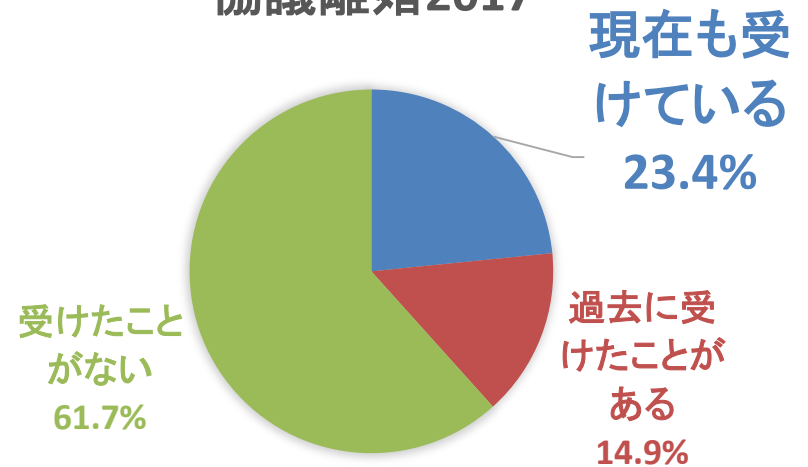
- **家庭裁判所調査官**は、いわゆる離婚調停においては、子どもへの面接を行う。社会福祉関係機関等との連絡調整の役割も負う。
- ハーグ子の奪取条約を受けて**ハーグ法**(2013年)が制定された。いわゆる国際離婚後の子の返還及び面会交流についての調停がなされる。外務省からの委託を受けている弁護士会ADRで話し合いが行われる他、家庭裁判所における家事調停でも扱われる。

養育費受給率の推移

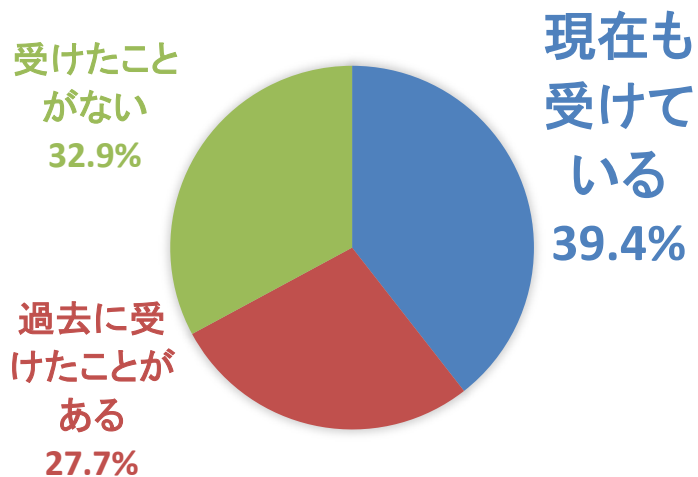
協議離婚2011



協議離婚2017



その他の離婚2011



その他の離婚2017

